

建築基準法第43条第2項第1号

認 定 取 扱 要 領

茨木市都市整備部審査指導課

目 次

○建築基準法第43条第2項第1号認定取扱要領

1. 目 的	1
2. 定 義	1
3. 認定方針	1
○認定基準	2
○関係条文	4

建築基準法第43条第2項第1号認定取扱要領

1 目的

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、法の適正な運用を図るとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において、『認定基準』とは法及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。3において「省令」という。）第10条の3の規定（3において「省令」という。）及び通達に基づき、認定することに関して支障がないものについて定めた基準をいう。

3 認定方針

認定は、省令及び通達により、認定基準及び趣旨が示されており、本市における認定は、これらの省令及び通達の趣旨に基づいて「2 定義」で定めた認定基準に適合しているものとする。

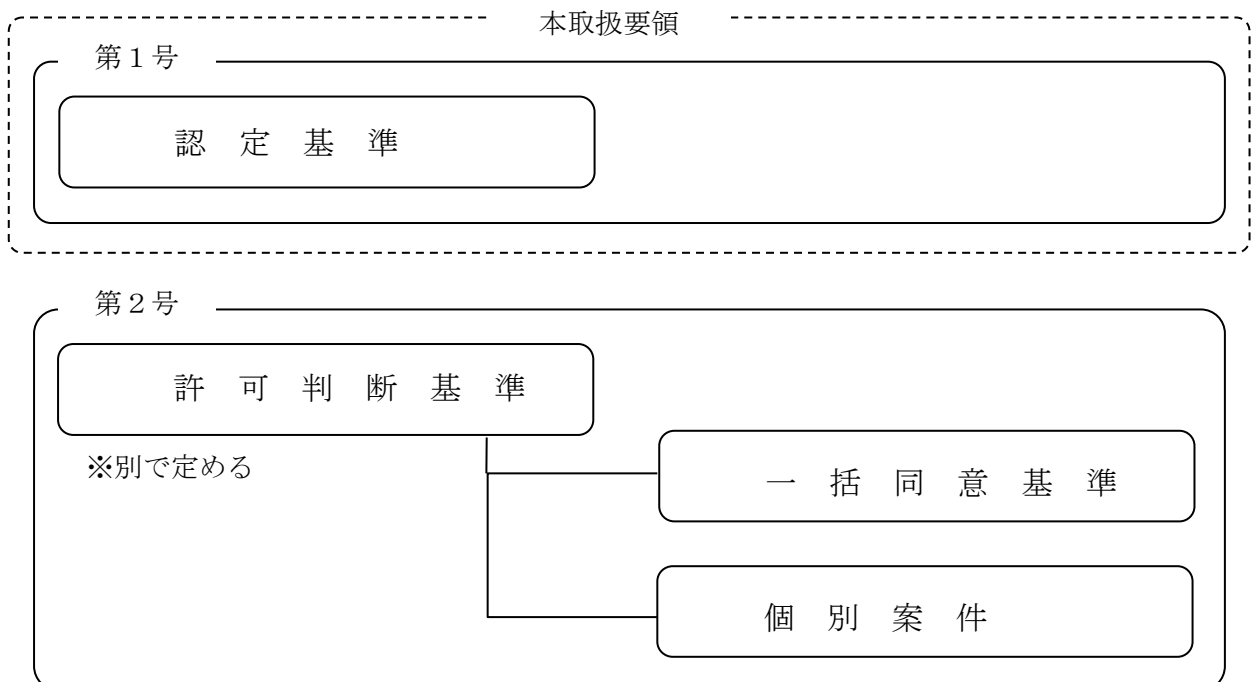
附則

この要領は、平成31年（2019年）4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年（2023年）12月25日から実施する。

◎『法第43条第2項のイメージ』



認定基準

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準

(趣旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による認定（以下「認定」という。）の基準に関し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3に規定するもののほか、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次の各号に掲げる幅員4 m以上のものに2 m以上接する敷地における建築物について適用する。

(1) 規則第10条の3第1項第1号の基準に適合する公共の用に供する道として次に掲げるもの

ア 土地改良事業、農道整備事業等による農道

イ 河川等の管理用のもの

ウ 国又は地方公共団体の所有及び管理するもの

(2) 規則第10条の3第1項第2号の基準に適合する道として 平成11年（1999年）5月1日時点において既に立ち並びのある道で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。第4第3号において「令」という。）第144条の4第1項各号に適合する道

(用途・規模及び構造)

第3 認定に係る建築物は、次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。ただし、大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）第66条で定められた敷地が法上の道路に4 m以上接しなければならない建物用途については認定の対象外とする。

(1) 第2第1号に該当する道に接する敷地の認定にかかる建築物については、延べ面積500 m²以内で、法別表第1(イ)欄(一)項に掲げる用途以外のものであること。

(2) 第2第2号に該当する道に接する敷地の認定にかかる建築物については、延べ面積500 m²以内で、一戸建ての住宅、兼用住宅又は長屋であること。

(土地所有者等による承諾)

第4 第2第2号に該当する道については、当該認定の申請者等が当該道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾を得なければならない。

- (1) 当該道の敷地となる土地の所有者
 - (2) 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者
 - (3) 当該道を令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者
- (道の整備)

第5 道の整備については、次の各号に掲げるいずれかに該当すること。

- (1) 当該道の管理者等とその整備について協議し、側溝等の整備が完了したものでなければならない。
- (2) 細街路等整備事業として、建築物の工事完了までに市への移管等が行われることを内容とした、覚書等が交わされていなければならない。

附則

この基準は、平成31年（2019年）4月1日から実施する。

附則

この基準は、令和5年（2023年）12月25日から実施する。

○建築基準法

(敷地等と道路との関係)

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2m以上接しなければならない。

一号・二号省略。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員4m以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

以下省略。

○建築基準法施行令

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35m以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

- ニ 幅員が6 m以上の場合
- ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2 mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 略
- 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周辺の状況により非難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

以下省略。

○建築基準法施行規則（国土交通省令）

（敷地と道路との関係の特例の基準）

第10条の3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
- 二 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる基準について準用する。
- 3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める建築物用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。
 - 一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。
 - イ 第一項第一号に規定する道 法別第一(イ)欄(一)項に掲げる用途以外の用途
 - ロ 第一項第二号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二(イ)項第二号に掲げる用途
 - 二 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合はにあってはその延べ面積の合計）が五百平方メートル以内であること。

4 法第43条第2項第2号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4 m以上のものに限る。）に2 m以上接する建築物であること。

三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。